

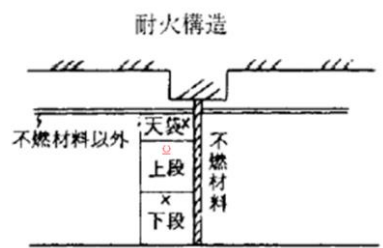
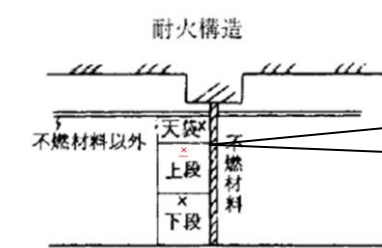
新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>1 受信機</p> <p>(1) 設置要領 受信機の設置要領は、規則第 24 条第 2 号及び第 24 条の 2 第 1 号の規定によるほか、次によること。 ア～キ (略)</p> <p>ク <u>一の建築物は、当該建築物に設置される受信機で監視するものであること。ただし、同一敷地内に 2 以上の建築物があり、管理上やむを得ない場合で、次の全てに該当する場合は、各棟を監視する各受信機を同一敷地内の一箇所の火災受信場所に集中して設けることができる。◆</u></p> <p><u>(ア) 防災センター、守衛所等の集中的な管理ができる火災受信場所があること。</u></p> <p><u>(イ) 各建物と火災受信場所との間に、の同時通話装置（非常電話、インターホン又は緊急割込みの機能を有する構内電話等）が設けられていること。</u></p> <p>ケ～サ (略)</p> <p>(2) 警戒区域 警戒区域は、令第 21 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び規則第 23 条第 1 項の規定によるほか、次によること。 ア 警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して認識することができる最小単位の区域をいう。以下同じ。）は、令第 21 条第 2 項第 1 号の規定より防火対象物の 2 以上の階にわたらないこととされているが、規則第 23 条第 1 項第 1 号の規定によるほか、次の各号の 1 に該当する場合はこの限りでない。 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 廊下、通路等又は<u>地上の階数が 2 以下の防火対象物の階段</u>は、当該階の居室の警戒区域と同一の警戒区域とすることができる。</p> <p>(オ) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 非常電源 第 23 非常電源設備の技術基準によること。ただし、受信機の子</p>	<p>現在の表記では、対象が地上の階数が 2 以下の防火対象物に限られることになるので文言を修正する。</p> <p>工事基準書にも明記されている基準の、「天井裏及び小屋裏と階の警戒区域面積の合計が 600 m²以下となる場合は、同一の警戒区域とすることができる。」を技術基準に追加する。</p>	<p>1 受信機</p> <p>(1) 設置要領 受信機の設置要領は、規則第 24 条第 2 号及び第 24 条の 2 第 1 号の規定によるほか、次によること。 ア～キ (現行に同じ)</p> <p>ク <u>同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合で、管理上やむを得ず受信場所を 1 箇所とするもの（受信機設置場所を 1 箇所とするもの又は 1 台の受信機により監視するもの）は、各建築物に副受信機を、防災センター等に受信機を設け、設備の集中管理を図ることができる。ただし、次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、各建築物に副受信機を設置しないことができる。◆</u></p> <p><u>(ア) 次の各号に適合する場合</u></p> <p><u>a 防火対象物の各部分が、受信機から半径 60m 以内に包含されていること。</u></p> <p><u>b 階数を 4 以下とし、かつ、警戒区域を 5 以下（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものは、8 以下。）とすること。</u></p> <p><u>c 受信機の設置場所と防火対象物の避難階の入口付近に相互に通話できる専用の装置（発信機（P 型 1 級、T 型）、非常電話、インターホン又は緊急割込みの機能を有する構内電話等）を設けること。</u></p> <p><u>(イ) 防火対象物が平屋建で警戒区域が 2 以下の場合又はこれに準ずるものとして、消防長又は消防署長が認めるもの。</u></p> <p>ケ～サ (現行に同じ)</p> <p>(2) 警戒区域 警戒区域は、令第 21 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び規則第 23 条第 1 項の規定によるほか、次によること。 ア 警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して認識することができる最小単位の区域をいう。以下同じ。）は、令第 21 条第 2 項第 1 号の規定より防火対象物の 2 以上の階にわたらないこととされているが、規則第 23 条第 1 項の規定によるほか、次の各号の 1 に該当する場合はこの限りでない。 (ア)～(ウ) (現行に同じ。)</p> <p>(エ) 廊下、通路等又は<u>階数が 2 以下の</u>階段は、当該階の居室の警戒区域と同一の警戒区域とすることができる。</p> <p>(オ) (略)</p> <p><u>(カ) 天井裏及び小屋裏と階の警戒区域面積の合計が 600 m²以下となる場合は、同一の警戒区域とすることができる。この場合、容易に感知器の作動状況が確認できる点検口が設けられていること。</u></p> <p>イ～エ (現行に同じ。)</p> <p>(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) 非常電源 第 23 非常電源設備の技術基準によること。ただし、受信機の子</p>	<p>第 1 次版から 7 次改訂版まで継続していた従来の表現に戻し、それに 8 次改訂版の「各棟用の受信機を一つの建物に集めて設置」の趣旨等を併記する。</p> <p>自火報工事基準書</p>

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>備電源が、非常電源の所要量を上まわるときは非常電源の設置を省略することができる。</p> <p>2 感知器</p> <p>感知器は、令第 21 条第 2 項第 3 号及び令第 37 条第 4 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1) 感知器の設置を要しない部分は、令第 21 条第 2 項第 3 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ 炎感知器については、<u> </u>イ及びエからカに掲げる場所並びに規則第 23 条第 4 項第 1 号ハ及びホ(イ)から(ニ)までに掲げる場所。</p> <p>(2) 令第 32 条の規定を適用して、感知器の設置を免除できる部分。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 冷凍室等で当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置のあるもの。</p> <p>ただし、一の床面積が 30 m²を超える冷凍室等は、火災を早期に感知するため、次に掲げる設備を設けているもの。なお、30 m²以下の冷凍室等は(ア)に掲げる自動温度表示装置を設けること。◆</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(エ) 自動温度表示装置及び音響装置の電源は、次によること。</p> <p> a 電源は、交流定圧屋内幹線で電源までの配線の途中で他の配線を分岐させていないこと。</p> <p> b (略)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>エ～ケ (略)</p> <p>コ 押入れ、物置又はショーケース等で、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その上部の天井裏に感知器を設けた場合又は居室に設けた感知器で有効に火災を感知できると認められる次図による場合は、感知器の設置を省略することができる。</p> <p>押入等の上部に天袋がない場合 押入等の上部に天袋がある場合</p> <p>(図 略) (図 略)</p> <p>押入等の壁面及び天井面が不燃材料以外の場合 天井裏に感知器がある場合で押入等の壁面が不燃材料のもの</p> <p>(図 略) (図 略)</p>		<p>備電源が、非常電源の所容量を上まわるときは非常電源の設置を省略することができる。</p> <p>2 感知器</p> <p>感知器は、令第 21 条第 2 項第 3 号及び令第 37 条第 4 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1) 感知器の設置を要しない部分は、令第 21 条第 2 項第 3 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア～ク (現行に同じ。)</p> <p>ケ 炎感知器については、<u>2(1)</u>イ及びエからカに掲げる場所並びに規則第 23 条第 4 項第 1 号ハ及びホ(イ)から(ニ)までに掲げる場所。</p> <p>(2) 令第 32 条の規定を適用して、感知器の設置を免除できる部分。</p> <p>ア～イ (現行に同じ。)</p> <p>ウ 冷凍室等で当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置のあるもの。</p> <p>ただし、一の床面積が 30 m²を超える冷凍室等は、火災を早期に感知するため、次に掲げる設備を設けているもの。なお、30 m²以下の冷凍室等は(ア)に掲げる自動温度表示装置を設けること。◆</p> <p>(ア)～(カ) (現行に同じ。)</p> <p>(エ) 自動温度表示装置及び音響装置の電源は、次によること。</p> <p> a 電源は、交流低圧屋内幹線で電源までの配線の途中で他の配線を分岐させていないこと。</p> <p> b (現行に同じ。)</p> <p>(カ) (現行に同じ。)</p> <p>エ～ケ (現行に同じ。)</p> <p>コ 押入れ、物置又はショーケース等で、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(ア) (現行に同じ。)</p> <p>(イ) その上部の天井裏に感知器を設けた場合又は居室に設けた感知器で有効に火災を感知できると認められる次図による場合は、感知器の設置を省略することができる。</p> <p>押入等の上部に天袋がない場合 押入等の上部に天袋がある場合</p> <p>(図 現行に同じ。) (図 現行に同じ。)</p> <p>押入等の壁面及び天井面が不燃材料以外の場合 天井裏に感知器がある場合で押入等の壁面が不燃材料のもの</p> <p>(図 現行に同じ。) (図 現行に同じ。)</p>	<p>誤字修正</p> <p>語句追加</p> <p>誤字修正</p>

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>天井裏に感知器がある場合で押入等の壁面が不燃材料以外のもの</p> <p>天井裏に感知器がない場合</p>  <p>(図 略)</p> <p>1 箇所の押入等をそれぞれA室とB室で使用している場合</p> <p>1 箇所の押入等をそれぞれA室とB室で使用している場合で押入等の壁面及び天井面が不燃材料以外のもの</p> <p>(図 略)</p> <p>サ (略)</p> <p>(3) 設置場所に適応する感知器の種別 規則第 23 条第 4 項から第 6 項の規定によるほか、次の設置場所の用途及び高さにより、有効に作動する感知器を選定して設置すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 設置場所の環境状態に適応する感知器</p> <p>(7) 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器</p> <p>a <u>1</u>(1)ク(7) (規則第 23 条第 4 項第 1 号ニ(チ)を除く。)及び <u>1</u>(1)ケ (規則第 23 条第 4 項第 1 号ホ(ハ)に規定されているものに限る。)に掲げる場所に設置する感知器は、表 1 によること。</p> <p>b (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) 感知区域</p> <p>ア 取付け面から 40 cm (差動式分布型及び煙感知器は 60 cm) 以上突出した欄間、はり等 (以下「はり等」という。) により区画された部分 (以下「感知区域」という。) ごとに <u>1</u>(6)による必要数の感知器を設けること。</p> <p>ただし、1 m 未満のはり等により、小さい感知区域が連続する場合は、感知器の取付け面の高さに応じて、次の表及び例図で定める範囲内で 2 以上の隣接する感知区域を 1 の感知区域として設けることができる。◆</p> <p>(7)~(イ) (略)</p> <p>イ~オ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 設置要領 設置要領は、規則第 23 条第 4 項及び第 7 項の規定によるほか、次によること。</p>		<p>天井裏に感知器がある場合で押入等の壁面が不燃材料以外のもの</p> <p>天井裏に感知器がない場合</p>  <p>(図 現行に同じ。)</p> <p>1 箇所の押入等をそれぞれA室とB室で使用している場合</p> <p>1 箇所の押入等をそれぞれA室とB室で使用している場合で押入等の壁面及び天井面が不燃材料以外のもの</p> <p>(図 現行に同じ。)</p> <p>サ (現行に同じ。)</p> <p>(3) 設置場所に適応する感知器の種別 規則第 23 条第 4 項から第 6 項の規定によるほか、次の設置場所の用途及び高さにより、有効に作動する感知器を選定して設置すること。</p> <p>ア (現行に同じ。)</p> <p>イ 設置場所の環境状態に適応する感知器</p> <p>(7) 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器</p> <p>a <u>2</u>(1)ク(7) (規則第 23 条第 4 項第 1 号ニ(チ)を除く。)及び <u>2</u>(1)ケ (規則第 23 条第 4 項第 1 号ホ(ハ)に規定されているものに限る。)に掲げる場所に設置する感知器は、表 1 によること。</p> <p>b (現行に同じ。)</p> <p>(イ) (現行に同じ。)</p> <p>ウ (現行に同じ。)</p> <p>(4) 感知区域</p> <p>ア 取付け面から 40 cm (差動式分布型及び煙感知器は 60 cm) 以上突出した欄間、はり等 (以下「はり等」という。) により区画された部分 (以下「感知区域」という。) ごとに <u>2</u>(6)による必要数の感知器を設けること。</p> <p>ただし、1 m 未満のはり等により、小さい感知区域が連続する場合は、感知器の取付け面の高さに応じて、次の表及び例図で定める範囲内で 2 以上の隣接する感知区域を 1 の感知区域として設けることができる。◆</p> <p>(7)~(イ) (現行に同じ。)</p> <p>イ~オ (現行に同じ。)</p> <p>(5) (現行に同じ。)</p> <p>(6) 設置要領 設置要領は、規則第 23 条第 4 項及び第 7 項の規定によるほか、次によること。</p>	<p>工事基準書及び他都市の指導状況から、当該箇所は感知器の設置を省略できる場所とした。</p>

